

死亡いのししに係る情報提供のお願い

狩猟者の皆様へ

三重県では、豚熱の感染状況の把握やアフリカ豚熱の侵入の早期発見のため、死亡いのししの情報を受け付けており、いのししの死体から検体を採取して検査を行っています。

死亡いのししを発見した際は、発見地域を担当する家畜保健衛生所への通報や発見場所・死亡個体の状態についての情報提供にご協力をお願いします。

ただし、以下のものは除きます。

1. 顕著な腐敗が始まっている等、死亡後、数日経過しているもの。
2. 交通事故等が原因と思われるもの。
3. 生きて捕獲したもの。
4. いのししではない生物
(タヌキ、イタチ、ハクビシン等)

※ 検査が可能と判断されたものは、死亡個体を回収

	所在地	電話番号	管轄
北勢家畜保健衛生所	〒510-0064 四日市市新正4-19-26	059-351-1085	桑名市、いなべ市、四日市市、 鈴鹿市、亀山市、木曾岬町、 川越町、朝日町、東員町、菰野町
中央家畜保健衛生所	〒514-0061 津市一身田上津部田1742-1	059-246-8611	津市
中央家畜保健衛生所 伊賀支所	〒518-8533 伊賀市四十九町2802	0595-24-8170	伊賀市、名張市
南勢家畜保健衛生所	〒515-0217 松阪市早馬瀬町83-2	0598-28-2266	松阪市、伊勢市、鳥羽市、志摩市、 明和町、多気町、大台町、玉城町、 度会町、大紀町、南伊勢町
紀州家畜保健衛生所	〒519-4324 熊野市井戸町383	0597-89-2455	尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、 紀宝町

※ なお、アフリカ豚熱は、豚やいのししの病気であり、人に感染することはありません。